

3) 兼業申請先以外への兼業状況 (図6参照: 兼業先を含めた総合的な考察資料として活用)

以下に研究者の産学官連携状況を把握し、利益相反状態を総合的に考察するための調査項目を検討する。調査には、共同研究、受託研究、寄附金、自己申告書、兼業個人台帳による産学官連携情報が必要である。ここで取り扱う兼業は審査・承認済みのものであり、新規申請兼業先との因果関係、全体的な産学官連携状況を総合的に把握する。

(1) 営利企業への兼業状況 (4・1・1の項目が検討されて兼業が承認されている)

① 報酬の状況

② 兼業申請先との因果関係の考察

○兼業申請先と同業企業への兼業がある場合、研究成果の取扱いが明確になっているか。

○企業との守秘義務契約違反になるような状況が発生していないか。

(2) 公的機関への兼業状況

① 報酬の状況

② 兼業申請先との因果関係の考察

(3) 医療機関への兼業状況

① 報酬の状況

② 兼業先等との因果関係の考察

○兼業先の医薬品効能など、患者から入手できる情報の取扱いが適切か。

(4) 報酬等利益相反状況

① 全体の報酬状況が利益相反承認基準に抵触していないか。

② 総兼業時間、兼業場所などが適正か。

4) 設立したベンチャー企業以外の企業への兼業に対する検討項目

(1) 同業ベンチャー企業や同業企業に兼業をしていないか。

① 設立したベンチャー企業と関連性が深い企業に兼業し、大学業務やベンチャー企業の業務との区別がつかなくなっていないか。

② 設立したベンチャー企業の仕事を大学の兼業制度を利用して行っていないか。

(2) 共同出資ベンチャー企業への兼業でないか。

① 成果の流出がないか。

② 利益の供与(株式、役員報酬)はないか。

(3) 知人のベンチャー企業への兼業でないか。

① 成果の流出; 利益の供与(株式、役員報酬)

(4) 自社の勤務者や親族が関係する企業に兼業していないか。

① 共同出資者として大学職員が設立したベンチャーに関係する企業に兼業し、ベンチャーの仕事を大学の教員として実施していないか。

5) 兼業以外の産学官連携活動

(1) 研究プロジェクトへの参加

① 兼業先企業が参加していないか。

(2) 共同研究

① 兼業先と関係する企業と共同研究をしていないか

6) 社会的説明

① 産学官連携活動が社会的説明責任を果たせるものか。社会的納得が得られるものか。

7) 大学の基本方針の確認

① 大学の基本方針にマッチしたものか。

8) 責務相反状態の考察(兼業時間(実務時間、実質時間))

(1) ベンチャー企業での兼業時間は適当か。実質時間及び回数は社会的な説明がつくか。

- ベンチャー育成を中期目標にしている場合、ベンチャー支援が適切に行われているか。
- (2)本務に支障をきたしていないか。
- (3)学生の教育等への対応に悪影響を及ぼしていないか。
- (4)ベンチャーの仕事を大学で行っていないか。
- 申請書類上にはないベンチャー兼業業務を大学内で行っていないか。
- (5)兼業時間の確認・報告が大学側で把握されているか。また、報告義務を課しているか。

9) 組織の責任と管理（特に身内設立の大学発ベンチャーの場合に検討が必要である）

- (1)ベンチャー企業設立の目的が明確か。ベンチャー設立することが最適か。
- (2)ベンチャー企業の実態が適切なものか（株、役員、経営体制など）。
- (3)ベンチャー企業に研究開発能力があるか。
- 共同研究など産学官連携による研究活動の在り方が適切か。
- (4)大学が支援する正当性があるか。
- (5)利益相反マネジメントにおいてアドバイザリーボード等との意見交換が十分か。
- (6)知的財産本部・リエゾンオフィス担当者が支援者でないか。

10) 法的違反・学内規則違反への考察

- (1)兼業や寄附金授受に対する見返りの約束（裏契約及び口約束など）をしていないか。
 - ①申請内容に従った兼業業務が励行されているか。
 - ②兼業先で新しい研究成果と引き替えに兼業していないか。
- (2)研究成果を勝手に持ち出し、大学の利益を損ねていないか。
 - ①大学の技術成果が自動的に（意識しない状態で）流出し、大学の利益や名誉に支障を与えていないか。

11) ベンチャー企業への兼業に対する検討項目のまとめ

- (1)兼業申請における利益相反状態の検討
 - ①兼業による金銭等利益授受の状況
 - 報酬額が妥当か。
 - 兼業先との利益授受の状況は適切か。
 - ②兼業先との産学官連携活動状況
 - 研究開発や技術移転が適切か。
 - 寄附金の授受が適切か。
 - 知的財産管理が適切か。
 - ③金銭以外の利便の授受
 - 活動等への利便に問題はないか。
 - ④親族等への利便供与
 - 親族関係者への利便供与は適切か。
 - 設備等兼業先からの利便供与はないか。
 - 兼業場所は適切か。
 - ⑤講座等の関係者への利便の供与
 - 教員・学生との産学官連携環境は適切か。
 - ⑥ベンチャー企業の体制評価
 - 企業としての活動が可能な状況にあるのか。
 - ⑦社会的説明
 - 産学官連携活動が社会的説明責任を果たせるものか。社会的納得が得られるものか。
 - ⑧大学の基本方針の確認
 - 大学の基本方針にマッチしたものか。
 - ⑨責務相反状態の考察
 - 実施時間数、実質時間数、実施回数は適切か。
 - 本務との関係は適切か。

⑩法的違反・学内規則違反への考察

- 兼業申請数、兼業実施において大学の教員としての義務を果たしているか。
- 社会貢献等が盾になっていないか。
- 兼業申請は妥当か。

(2)産学官連携活動全体における利益相反状態の検討項目

①兼業による金銭等利益授受の状況

- 兼業件数は適当か。
- 年間総報酬は適当か。
- 親族の利益授受があるか。

②公的に承認された資金の獲得状況

- 共同研究、受託研究の実施による利便状況は適当か。
- 寄附金の取得による兼業先との利便関係は適切か。社会的説明責任への対応は十分か。
- 寄附金が兼業先の業務内容に対する疑念やバイアスを発生させる原因となっていないか。

③知的財産管理

- 兼業先との特許出願件数はいくつか。
- 知的財産の取扱および管理状況は適当か。

④金銭以外の利便の授受

- 利便の授受があるか。
- 親族への利便の供与があるか。

⑤学生・教職員との関係（特に大学発ベンチャー企業への兼業）

- 兼業者と教員との関係は適当か。
- 兼業者と学生との関係に問題はないか。

⑥組織との利便関係

- 組織との間に利益相反状態が発生していないか。
- 実施場所に問題はないか。
- 学内研究活動とベンチャー活動が明確に区別されているか。

⑦ベンチャー企業の体制評価

- 企業としての活動が可能な状況にあるのか。

⑧兼業先以外への兼業状況

- 兼業企業間における関係が明確になっているか。
- 守秘義務等の遵守が可能な状況にあるか。

⑨自社ベンチャー以外のベンチャー企業への兼業

- 兼業目的が大学研究者として適切か。
- 自社営業や共同開発の兼業でないか。

⑩社会的説明

- 兼業申請による産学官連携活動が社会的説明責任を果たせるものか。
- 社会的納得が得られる兼業活動か。

⑪大学の基本方針の確認

- 大学の基本方針にマッチしたもののか。

⑫責務相反状態の考察

- 実施時間、実質時間（移動時間を含む）、兼業回数は適当か。
- 学内活動に支障があると判断されないか。
- 本務とのバランスは適当か。

⑬法的違反・学内規則違反への考察

- 研究優先、社会貢献優先により学内規則等が無視されていないか。
- ベンチャー運営で法的問題が発生していないか。
- 産学官連携活動が大学許可のもと行われているか。
- 兼業が妥当か。

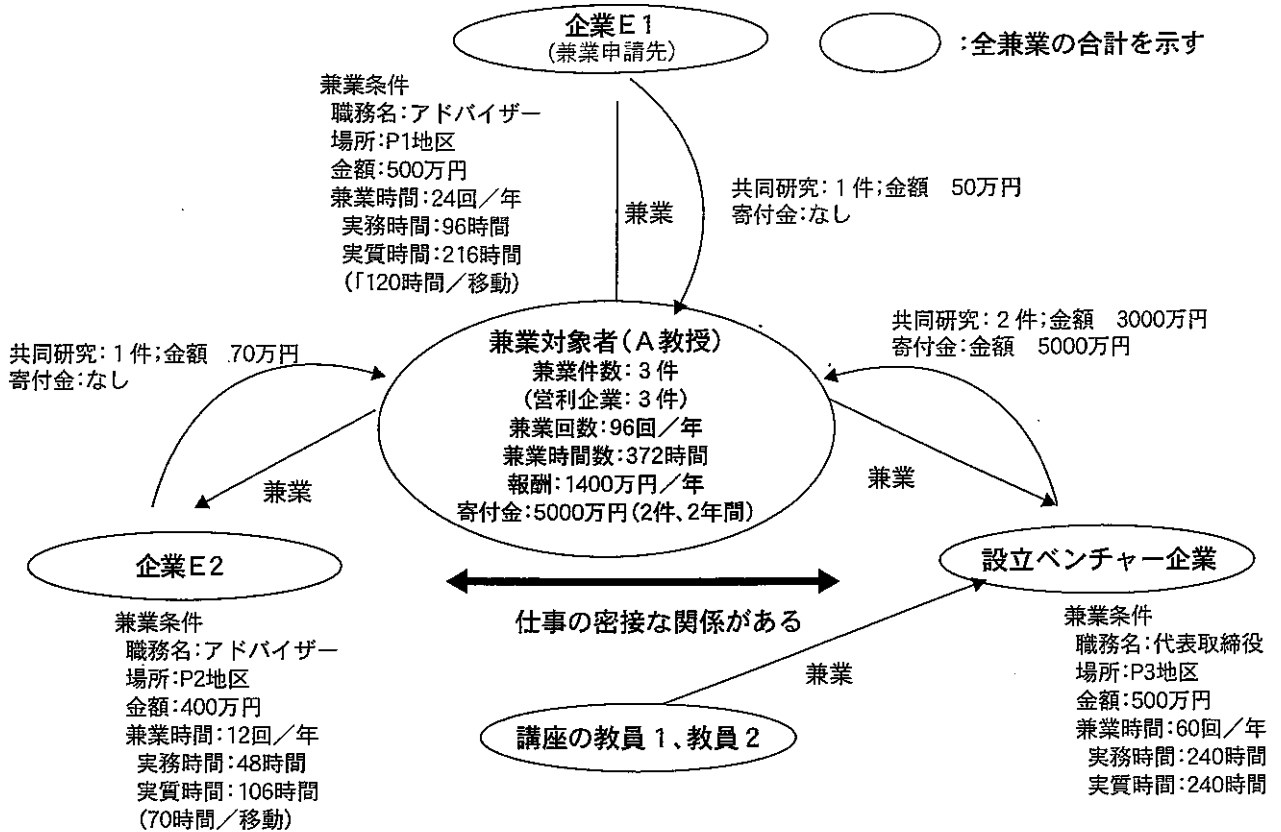


図6 大学発ベンチャーへの兼業事例

3・1・3 公的機関への兼業に対する利益相反状態の検討項目

1) 兼業申請先との金銭等利益授受の状況

(1) 報酬

① 報酬額が妥当か。

(2) 委員会等への参加状況

① 兼業先に関係するような委員会の委員になっていないか。特に、決定に権限をもつ委員長等になっていないか。

② 自身(兼業者)への研究費採択などに関係する委員会委員になっていないか。

(3) 申請兼業内容(職務内容、日数、時間(実務および実質時間)など)

① 職務内容が専門分野の知識を必要とするものか。

② 実施時間数および実質時間数は適当か(実質時間数は移動時間を含む)。

③ 実施回数等は適当か。疑惑を持たれるものでないか。

2) 申請先との産学官連携活動

(1) 公的な研究資金による研究活動(受託研究、共同研究など)

① 委員会で公募審査等している研究プロジェクトに兼業者や親しい関係者が採択されていないか。

(2) 金銭以外の利便の授受(施設の提供など)

① 公的施設の利用等に配慮がされていないか。

(3) 講演会・展示会等における広報

① 特定の団体等に便宜等を図る内容になっていないか。

3) 申請先以外への産学官連携活動状況(図5参照:兼業先を含めた総合的な考察資料として活用)

以下に研究者の産学官連携状況を把握し、利益相反状態を総合的に考察するための調査項目を検討する。

調査には、共同研究、受託研究、寄附金、自己申告書、兼業個人台帳による産学官連携情報が必要である。ここで取り扱う兼業は審査・承認済みのものであり、新規申請兼業先との因果関係、全体的な産学官連携状況を総合的に把握する。

(1) 営利企業への兼業状況

- ① 各兼業先での報酬の状況。
- ② 兼業申請先との因果関係の考察。
- ③ 企業との守秘義務契約違反になるような状況が発生していないか。

(2) 公的機関への兼業状況

- ① 報酬の状況
- ② 兼業申請先との因果関係の考察

(3) 医療機関への兼業状況

- ① 報酬の状況
- ② 兼業先等との因果関係の考察

4) 社会的説明

- (1) 兼業活動が社会的説明責任を果たせるものか。社会的納得が得られるものか。

5) 大学の基本方針の確認

- (1) 大学の基本方針にマッチしたものか。

6) 責務相反状態の考察

- (1) 公的機関への兼業を盾に、申請業務内容以外の兼業をしていないか。
- (2) 公的機関への委員会兼業の数は適当か。
- (3) 時間数、回数は適当か。

7) 法的違反・学内規則違反への考察

- (1) 社会貢献優先により学内規則等が無視されていないか。
- (2) 兼業申請が適当か。

8) 公的機関への兼業に対する検討項目のまとめ

(1) 兼業申請の利益相反状態の検討

- ① 兼業による金銭等利益授受の状況
 - 報酬は適当か。
 - 兼業先との利便授受の状況は適切か。特にプロジェクト研究決定や予算配分決定の委員会委員でないか。
- ② 申請先との産学官連携活動
 - 公的施設の利用等に配慮がされていないか。
 - 特定の団体等に便宜等を図る内容になっていないか。
- ③ 社会的説明
 - 兼業活動が社会的説明責任を果たせるものか。社会的納得が得られるものか。
- ④ 大学の基本方針の確認
 - 大学の基本方針にマッチしたものか。
- ⑤ 責務相反状態の考察
 - 実施時間数、実質時間数、実施回数は適当か。
- ⑥ 法的違反・学内規則違反への考察
 - 兼業申請数、兼業実施において大学の教員としての義務を果たしているか。
 - 研究優先・社会貢献等が盾になっていないか。
 - 兼業申請が適当か。

(2) 産学官連携活動全体における利益相反状態の考察

- ① 兼業による金銭等利益授受の状況
 - 兼業件数は適当か。

- 年間総報酬は適当か。
- ②公的に承認された資金の獲得状況
 - 寄附金と産学連携活動との関係は適切か。社会的説明責任への対応は十分か。
 - 寄附金による兼業活動への疑念を発生させる原因となっていないか。
- ③兼業先以外への兼業状況
 - 守秘義務等の遵守が可能な状況にあるか。
- ④社会的説明
 - 兼業活動が社会的説明責任を果たせるものか。社会的納得が得られるものか。
- ⑤大学の基本方針の確認
 - 大学の基本方針にマッチしたものか。
- ⑥責務相反状態の考察
 - 実施時間、実質時間（移動時間を含む）、兼業回数は適当か。
 - 学内活動に支障があると判断されないか。
- ⑦法的違反・学内規則違反への考察
 - 研究優先・社会貢献優先により学内規則等が無視されていないか。
 - 兼業が妥当か。

3・1・4 NPO 法人への兼業に対する利益相反状態の検討項目

1) 兼業申請先との金銭等利益授受の状況

- (1)兼業による金銭等利益授受の状況
 - ①報酬は適当か。
 - ②無報酬の扱いは適当か。
 - ③金銭的授受が明確か。
- (2)申請兼業内容（職務内容、日数、時間（実務および実質時間）など）
 - ①職務内容が専門分野の知識を必要とするものか。
 - ②実施時間数および実質時間数は適当か。
 - ③実施回数等は適当か。疑惑を持たれるものでないか。

2) 申請先との産学官連携活動

- (1)設置場所及び活動場所
 - ①大学設備が無断で利用されていないか。
 - ②事務局業務を大学内で行っていないか。
 - ③大学の設備を活用する場合の届出が行われているか。
- (2)報酬以外の金銭等の報酬（超過勤務手当、講師料など）
 - ①報酬は適当か。
- (3)研究との区別
 - ①自分の研究として大学内で活動していないか。
 - ②大学内の研究とNPO法人としての活動の区別はついているか。
- (4)金銭以外の利便の供与（施設の提供、論文、ネットワークなど）
- (5)組織的な利益授受の状況
 - ①大学の名前を利用して利益・利便を得ていないか。

3) 申請先以外への産学官連携活動状況(図5参照:兼業先を含めた総合的な考察資料として活用)

- (1)営利企業への兼業状況
 - ①各兼業先とNPOとの因果関係
 - NPO活動への支援企業でないか。
 - NPOが特定企業から物品等の支援を受けていないか。
- (2)公的機関への兼業状況
 - ①NPOとの因果関係の考察

○NPOに関する公的委員会への参加はないか。

○NPOへの支援機関でないか。

(3)医療機関への兼業状況

①NPOとの因果関係の考察

(4)上記以外の兼業状況

①複数のNPOに所属していないか。

(5)兼業以外の産学官連携活動

①NPOとの共同研究などがあるか。

4) 社会的説明

(1)兼業活動が社会的説明責任を果たせるものか。社会的納得が得られるものか。

5) 大学の基本方針の確認

(1)大学の基本方針にマッチしたものか。

6) 責務相反状態の考察

(1)NPOの理事等役員の兼業時間数、回数は適切か。

7) 法的違反・学内規則違反への考察

(1)大学設備の無断利用はないか。

(2)兼業届を出し、許可を受けているか。

8) NPO 兼業に対する検討項目のまとめ

(1)兼業申請の利益相反状態の検討

①兼業による金銭等利益授受の状況

○報酬額が妥当か。

○無報酬が妥当か。

○NPOの理事等役員が適当な役職か。大学等のネームバリューが全面に出していないか。

②申請先との産学官連携活動

○設置場所及び活動場所が確保でき、活動体制にあるか。

○報酬以外の金銭等の報酬（超過勤務手当、講師料など）の規定があるか。

○大学の研究活動とNPO活動の区別がされているか。

○金銭以外の利便の供与があるか（施設の提供、論文、ネットワークなど）。

○大学の名前を利用して利益・利便を得ていないか。

③社会的説明

○兼業活動が社会的説明責任を果たせるものか。社会的納得が得られるものか。

④大学の基本方針の確認

○大学の基本方針にマッチしたものか。

⑤責務相反状態の考察

○実施時間数、実質時間数、実施回数は適切か。

⑥法的違反・学内規則違反への考察

○兼業申請数、兼業実施において大学の教員としての義務を果たしているか。

○社会貢献等が盾になっていないか。

○兼業申請は適切か。

(2)産学官連携活動全体における利益相反状態の検討

①兼業による金銭等利益授受の状況

○兼業件数は適切か。

○年間総報酬は適切か。

- ②申請先以外への産学官連携活動状況
 - 営利企業への各兼業先とNPOとの因果関係はないか。
 - 公的機関との因果関係はないか。
 - ・NPOに関係する公的委員会への参加はないか。
 - ・NPOへの支援機関でないか。
 - 医療機関とNPOとの因果関係はあるか。
 - 複数のNPOに所属していないか。
- ⑤社会的説明
 - 兼業活動が社会的説明責任を果たせるものか。社会的理解が得られるものか。
- ⑥大学の基本方針の確認
 - 大学の基本方針にマッチしたものか。
- ⑦責務相反状態の考察
 - 実施時間、実質時間（移動時間を含む）、兼業回数は適当か。
 - 学内活動に支障があると判断されないか。
- ⑧法的違反・学内規則違反への考察
 - 社会貢献優先により学内規則等が無視されていないか。
 - 兼業が妥当か。

3・1・5 医療関連分野(製薬会社など)への兼業における利益相反状態の検討項目

1. 医薬品開発分野への兼業

1) 兼業申請先との金銭等利益授受の状況

(1)報酬〔(役職報酬、委員報酬、顧問報酬、臨床試験、技術評価委員)、株式等の提供〕

i) 兼業先から受ける報酬額に対する大学の基準

- ①治験等の臨床兼業への基準が設定されているか。
- ②承認基準が設定されているか。
- ③基準となる1兼業の時間単価、大学側のマネジメントの対象となる年間総額および大学における最高年間総額が設置されているか。

ii) 兼業報酬

- ①報酬額は適当か。
 - 兼業の内容に対して受ける報酬が適当か。
 - 仕事の重要度に対して不当に金額が安い。また、この逆に不当に高いことはないか。
 - 受ける報酬が疑惑をもたれるものはないか。社会通念上妥当な報酬か。
 - ・兼業業務が正当に行われているか。
 - ・名前貸しの報酬でないか。
 - ・大学の身分を背景とした報酬ではないか。
 - 金銭以外の利益供与はあるか。
 - ・兼業報酬以外に物品や金券などの報酬、親族への報酬などがいないか。
 - 株の提供は妥当な理由があるか。
- ②兼業等に関する報酬以外の利益供与はないか。
 - 講演、著作、報告書などによる報酬を受けていないか。また、適当な報酬額であるか。
 - 兼業先での講演や講習を行っているか。
 - ・実施状況は適切か：回数、時間など。
 - ・講演料等は適当か。
 - ・兼業先への利益供与になっていないか。
- ③自分の研究グループで報酬を受けていないか。
 - 講座全体で報酬を受けていないか。
- ④株式の提供を受けていないか。
 - 自己資産で株式等を購入していないか。報酬の見返りに株式等をもっていないか。自己申告を行っているか。

(2)申請兼業の内容（職務内容、回数、時間など）

- ①職務内容が専門分野の知識を必要とするものか。
- ②実施時間数および実質時間数は適当か。
- ③実施回数等は適当か。疑惑を持たれるものでないか。
- ④大学の本務に支障はないか。

2) 申請先との産学官連携活動

(1)公的に承認された資金の獲得状況

- ①寄附金を受けているか。
 - 寄附金の受入規則を理解しているか。受入に際して契約等は存在しないか。
 - 寄附金の使用目的は適切か。
 - 寄附先との研究を共同研究や受託研究の契約なしで実施していないか。
 - 技術指導など情報提供業務が適正か。優先的情報提供でないか。
 - 講座等に寄附金等を受けていないか。
 - ・兼業報酬が安い場合、報酬の一部が寄附金となっていないか。
- ②共同研究、受託研究を実施しているか。
 - 共同研究、受託研究などは相手企業に有利になるような判断をしていないか。
 - ・疑惑を持たれるような結果になっていないか。
 - 共同研究、受託研究など共同開発の資金は目的・内容にあった金額か。
 - ・共同研究内容にあった予算が計上されているか。
 - ・報酬としての共同研究経費になっていないか。
 - ・寄附金や兼業を目的として実施されていないか。
 - ・受託研究の意味を明確に理解して実施されているか。
 - ・共同研究への学生参加に対して学生の意志が尊重されているか。

(2)知的財産管理（知的財産、有体物の授受など）

- ①研究成果を大学の許可なく持ち出していないか。
 - 大学と兼業先との研究成果が区別できているか。
- ②研究管理が十分できているか。
 - 研究成果の管理体制は十分か。
 - 研究成果の管理状況が社会に説明できるものか。研究成果（知的財産）は大学の財産であることが理解されているか。
- ③研究成果の管理、大学教職員との関係などが明確になっているか。講座の教員が不利益を被っていないか。
 - 発明者の認定、大学教員の研究成果が区別されているか。
- ④研究成果が適正に移転されているか。
 - ノウハウ及び成果が正式なルートで移転されているか。社会的説明が可能であるか。
- ⑤発生する知的財産の権利に対する配慮がされているか。
- ⑥守秘義務等の契約による大学研究成果の活用が制限されていないか。
- ⑦特許等の権利化に支障はないか。

(3)金銭以外の利便の授受（施設の提供など）

- ①活動への利便
 - 受けている身分の付与は正当か。
 - 兼業先の身分付与は適当なものであるか。
 - 兼業先からの身分付与により、大学の身分や大学の名前が利用されていないか。
- ②タクシー券等の報酬以外の金券的な寄附を受けていないか。
 - 物品、行動への利便など金券的報酬を受けていないか。
- ③大学の施設が無償及び不適當に利用をされていないか。
 - 大学の施設、設備を大学の規則に沿って活用しているか。
 - 兼業先の研究を自分の研究として大学で実施していないか。

④相手側の施設を無償で提供されていないか。

○研究成果の見返りに企業から装置等の便宜を図ってもらっていないか。

⑤論文等で適当な扱いをしているか。

○兼業先を論文や雑誌などで過剰に紹介していないか。研究成果の客観的な評価がされているか。同業企業への攻撃になっていないか。大学の信頼が損なわれていないか。

⑥兼業先の社長等に不適当な身分を付与していないか。

○大学に招聘等する際の身分付与に、必要以上の称号を付与するなど、大学の名前を利用して便宜を図っていないか。

⑦兼業場所

○企業のために大学の施設が利用されていないか。教育・研究の場と兼業の場が明確に区別されているか。

○兼業の遂行に特別な配慮がされていないか。

⑧兼業実施に対する守秘義務等の契約はあるか。その契約内容は適当なものか。

⑨兼業申請者と兼業先企業間の守秘義務を果たすことが可能か。

(4)親族等への金銭および利便の供与（親族への株の提供や保有、親族の勤務など）

①親族が会社の株を保有していないか。

○産学官連携先の株を親族が保有し、その会社に研究成果を移転し、収益を上げていないか。

②親族会社、または親族が勤務していないか。

○教員の技術移転や知識提供が親族の利益に繋がっていないか。

○親族会社へ教員の技術が流出していないか。

(5)学生との関係

①学生に兼業業務を行わせていないか。

○自分の兼業業務のための調査や研究を学生にさせていないか。

○学生の権利が保証されているか。

○兼業先の共同研究に参加させていないか。

○参加させる場合、アルバイト採用があるか。

②就職等への影響

○兼業先業務の守秘義務等の契約が学生の進路に影響していないか。

(6)患者等への説明

①患者等に十分な説明がなされているか。

②大学の臨床試験のポリシーに適合しているか。

③社会的理解が得られる状況下にあるか。

(7)組織の利便授受の状況

①大学の名前が勝手に活用されていないか。

②教員を利用した大学のネームバリューの活用になっていないか。

③研究優先により大学の業務に影響を与えていないか。

(8)組織の基本方針の確認

①産学官連携に対する基本方針を満足するものか。

②大学の許可基準に適合するか。

③兼業許可への基本方針に適合するか。

3) 兼業申請先以外への兼業状況（図5参照：兼業先を含めた総合的な考察資料として活用）

以下に研究者の産学官連携状況を把握し、利益相反状態を総合的に考察するための調査項目を検討する。調査には、共同研究、受託研究、寄附金、自己申告書、兼業個人台帳による産学官連携情報が必要である。ここで取り扱う兼業は審査・承認済みのものであり、新規申請兼業先との因果関係、全体的な産学官連携状況を総合的に把握する。

(1)営利企業への兼業状況

①報酬の状況

②兼業申請先との因果関係の考察

- 兼業先と同業企業への兼業がある場合、研究成果の取扱いが適切か。
- 企業との守秘義務契約違反になるような状況が発生していないか。

(2)公的機関への兼業状況

①報酬の状況

②兼業申請先との因果関係の考察

- 業務認可などに関係する公的委員会に兼業しているか。
- 総合的な判断のもと公的機関への兼業を許可されているか。

(3)医療機関への兼業状況

①報酬の状況

②兼業先等との因果関係の考察

- 兼業先の医薬品効能など、患者から入手できる情報の取扱いが適切か。

(4)総合的利益相反状況の検討

①全体の報酬が利益相反ガイドライン（基本ルール）に抵触していないか。

②総額、総時間、兼業場所などが適正か。

③兼業先企業間との守秘義務等に問題はないか。

④臨床試験への関与の有無（同じ講座の教員も含む）

- 兼業先と同じ講座の教員との関係は明確にしているか。

- 臨床試験等の場合、教授は寄附金をもらってなくとも、講座に属する教員が教授の兼業先から寄附金をもらっていないか。また、その逆もないか。

⑤教授の講座に所属する教員が関与する企業との関係。

⑥寄附金の受取に対する社会からの疑念は発生しないか。

4) 兼業以外の産学官連携活動

(1)研究プロジェクトへの参加

- ①兼業先企業が参加していないか。

(2)共同研究

- ①兼業先と関係する企業と共同研究をしていないか

(3)包括協定への参加

- ①包括協定で学術交流を行っているか。
- ②共同研究等が実施されているか。

5) 社会的説明

- (1)産学官連携活動が社会的説明責任を果たせるものか。社会的納得が得られるものか。

6) 大学の基本方針の確認

- (1)大学の基本方針にマッチしたものか。

7) 責務相反状態の考察

実務時間で全兼業時間数を決定するか、移動時間を含めた実質時間で決定するかは、大学の基本方針による。マネジメントには実質時間数で行う方がよいと判断される。

(1)兼業時間（実務時間、実質時間：移動時間を含む）

①大学の本務に支障がないか

- 委員会など大学の職務を全うしているか（代理出席など考慮が必要か）。

- 勤務時間は十分か。

- ・兼業時間数がマネジメント基準以上の場合には、委員会への出席状況、大学での勤務実態、研究の活性化などを調査する必要がある。

- 本務とのバランスは適切か。

②学生の教育に影響していないか。

○学生の教育や相談など教員としての教育職務に支障はないか。

- ・実質時間数がマネジメント基準以上の場合には、授業の実施状況、学業研究等の指導状況を調査する必要がある。

(2)兼業優先の判断

①兼業を優先した、勤務時間を充足するための休暇を取得することが必要か。

(3)大学の勤務時間が活用され、本務に影響していないか。

(4)大学の勤務時間と兼業先の勤務時間の区別ができていないか。

8) 法的違反・学内規則違反への考察

①寄附金に対する個人的な技術移転契約（成果の流出）

○企業との関係が深くなり、装置や試料などの受け入れが無断で行われていないか。

○研究成果などが大学の許可なく企業に流出していないか。

②兼業や寄附金授受に対する見返りを約束していないか。個人的な契約はないか。

③特許等に研究開始時から兼業先企業が絡んでいないか。

④兼業許可後、兼業申請の内容変更の届出が必要な状況にあるか。

⑤兼業を無断で行っていないか。

⑥研究優先主義となり、規則等を無視していないか。

⑦兼業申請は妥当か。

9) 医薬品開発分野への兼業に対する検討項目のまとめ

(1)兼業申請の利益相反状態の検討

①兼業申請先との金銭等利益授受の状況

○報酬は適切か。

○兼業先との利益授受の状況は適切か。

②兼業先との産学官連携活動状況

○研究開発事業・技術移転活動が適切か。

○寄附金の授受が適切か。

○知的財産管理が適切に行われているか。

③対象者への金銭以外の利便の供与

○活動等への利便供与に問題はないか。

○設備等兼業先からの利便供与はないか。

○兼業場所は適切か。

④講座等の関係者への利便の供与

○教員、学生との産学官連携環境は適切か。

⑤社会的説明

○兼業活動が社会的説明責任を果たせるものか。社会的理解が得られるものか。

⑥大学の基本方針の確認

○大学の基本方針にマッチしたものか。

⑦責務相反状態の考察

○実施時間数、実質時間数、実施回数は適切か。

○本務との関係は適切か。

⑧法的違反・学内規則違反への考察

○兼業申請数、兼業実施において大学の教員としての義務を果たしているか。

○社会貢献等が盾になっていないか。

○兼業申請は適切か。

(2)産学官連携活動全体における利益相反状態の検討

①兼業による金銭等利益授受の状況

○兼業件数は適切か。

- 年間総報酬は適当か。
- 親族の利益授受があるか。
- ②公的に承認された資金の獲得状況
 - 共同研究の実施による利便状況は適当か。
 - 受託研究の実施による利便状況は適当か。
 - 寄附金の取得による兼業先との利便関係は適切か。社会的説明責任への対応は十分か。
 - 寄附金による兼業活動への疑念やバイアスを発生させる原因となっていないか。
- ③知的財産管理
 - 兼業先等との特許出願件数はいくつか。
 - 知的財産の取扱いおよび管理状況は適当か。
- ④金銭以外の利便の供与
 - 利便の授受があるか。
 - 親族への利便の供与があるか。
- ⑤学生・教職員との関係
 - 兼業者と教員との関係は適当か。
 - 兼業者と学生との関係に問題はないか。
- ⑥組織との利便関係
 - 組織との間に利益相反状態が発生していないか。
 - 実施場所に問題はないか。
- ⑦兼業先以外への兼業状況
 - 兼業企業間における関係が明確になっているか。
 - 守秘義務等の遵守が可能な状況にあるか。
 - 公的機関の委員会の内容が兼業先と関係しないか。
- ⑧社会的説明
 - 産学官連携活動が社会的説明責任を果たせるものか。社会的理解が得られるものか。
- ⑨大学の基本方針の確認
 - 大学の基本方針にマッチしたものか。
- ⑩責務相反状態の考察
 - 実施時間、実質時間（移動時間を含む）、兼業回数は適当か。
 - 学内活動に支障があると判断されないか。
 - 本務とのバランスは適当か。
- ⑪法的違反・学内規則違反への考察
 - 研究優先、社会貢献優先により学内規則等が無視されていないか。
 - 個人的な契約等の締結が存在しないか。
 - 産学官連携活動が大学許可のもと行われているか。
 - 兼業が妥当か。

2. 医療機関（非常勤医師等）への兼業

1) 兼業による金銭等利益授受の状況

(1)報酬（非常勤医師給与など）

- ①報酬は適当か。
- ②患者等からの謝礼は受けていないか。

(2)病院経営への参加状況

- ①兼業先の医薬品購入等への関与はないか。

(3)非常勤医師給与以外の報酬等の授受

- ①特別な事情により兼業先での勤務が多くなり、予想以上に多額の手当をもらうことが頻発していないか。

(4)研究との区別（患者情報の機密保持状況など）

- ①兼業先の患者のデータ等を勝手に大学の研究に利用していないか。

(5)対象者への金銭以外の利便の供与

- ①報酬として、タクシー券等、金券等の供与を受けていないか。
- (6)親族等への金銭および利便の供与（親族への株の提供や保有、親族の勤務など）
 - ①親族経営病院への兼業ではないか。
- (7)申請兼業内容
 - ①実施時間数および実質時間数は適当か。
 - ②実施回数等は適当か。疑惑を持たれるものでないか。
- 2) 兼業先との産学官連携活動
 - (1)公的研究への参加状況
 - ①公的研究資金による事業を行っていないか。
 - (2)親族等との関係
 - ①親族の経営又は職場教員が関係しないか。
- 3) 申請先以外への産学官連携活動状況(図5参照:兼業先を含めた総合的な考察資料として活用)
以下に研究者の産学官連携状況を把握し、利益相反状態を総合的に考察するための調査項目を検討する。
調査には、共同研究、受託研究、寄附金、自己申告書、兼業個人台帳による産学官連携情報が必要である。ここで取り扱う兼業は審査・承認済みのものであり、新規申請兼業先との因果関係、全体的な産学官連携状況を総合的に把握する
 - (1)営利企業への兼業状況
 - ①兼業申請先との因果関係の考察
 - 製薬会社等医療機関と関係する企業への兼業はないか。
 - 薬効など患者からの情報が適切に処理されているか。
 - 治験等兼業をしていないか。
 - (2)公的機関への兼業状況
 - ①兼業申請先との因果関係の考察
 - (3)医療機関への兼業状況
 - ①兼業先等との因果関係の考察
 - 患者との関係が適切に処理されているか。
- 4) 社会的説明
 - (1)兼業活動が社会的説明責任を果たせるものか。社会的理解が得られるものか。
- 5) 大学の基本方針の確認
 - (1)大学の基本方針にマッチしたものか。
- 6) 責務相反状態の考察
 - (1)大学の業務に支障をきたしていないか。
 - (2)申請時間が守られているか。
 - (3)研究、教育、大学運営に支障をきたしていないか。
- 7) 法的違反・学内規則違反への考察
 - (1)勤務時間など大学への報告義務を果たしているか。
 - (2)自己申告書で大学への報告義務を果たしているか。
 - (3)兼業申請は適切か。
- 8) 医療機関への兼業に対する検討項目のまとめ
 - (1)兼業申請の利益相反状態の検討
 - ①兼業による金銭等利益授受の状況
 - 報酬は適当か。